

## 次期山口市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査等業務委託仕様書

### 1 業務名

次期山口市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査等業務

### 2 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法第61条に規定する子ども・子育て支援事業計画を核とする「(仮)第三期山口市子ども・子育て支援計画」の策定のために、本市に居住する子ども及び保護者を対象とした子育てサービスの利用状況、希望サービス、生活実態その他に係る調査を行い、人口推計、ニーズ調査結果等の詳細分析をもとに需要量見込み等を算出し、国・県・他自治体の動向の把握、課題整理への助言及び計画策定支援等を行うことを目的とする。

### 3 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### 4 業務の内容

#### (1) ニーズ調査業務

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく市町村計画を策定するために、山口市におけるニーズ調査、分析を行う。

##### ①ニーズ調査の対象者及び調査時期

調査対象 就学前児童の保護者 2,000人程度を予定

就学児童の保護者 2,000人程度を予定

※調査票回収率は、55%程度を想定

調査時期 令和5年11月頃(予定)

##### ②調査票の作成

ニーズ調査の調査項目について、専門的知識に基づいた提案をすること。

提案については、国の指針や施策の動向等に基づくとともに、他市の調査方針・調査票様式等も参考にすること。

受託者は調査票の作成にあたり、記載者の負担軽減のため、見やすく、記入しやすいものとなるよう、設問内容、設問配置等について工夫・配慮すること。

また、山口市子ども・子育て会議の意見を踏まえ、調査票の修正、追加等を行うこと。

就学前児童の保護者 A4判・両面・1色刷り・26頁(13枚)程度(予定)

就学児童の保護者 A4判・両面・1色刷り・26頁(13枚)程度(予定)

調査票は、国において令和5年度提示予定とされているこども大綱の案を踏まえ、作成すること。

##### ③督促及び礼状

締切までの期間に、督促状兼お礼状(はがき)を作成し発送すること。

#### ④調査方法

原則、郵送法（郵送配付・郵送回収）とする。ただしインターネット（パソコン・スマートフォン等）による回答も可能とする。

インターネットによる回答については、作成した調査票により山口市が実施し、回答データ（csv形式）を磁気記録媒体等にて渡すものとする。

#### ⑤業務の範囲

業務の範囲については、下表のとおりとする。

	受託者	山口市
調査票の作成・印刷	○	
対象者の抽出・選定		○
発送用、返信用封筒の印刷	○	
調査票等封入・封緘、ラベル貼り	○	
宛名ラベル作成		○
調査票の回収		○
督促兼お礼状（はがき）の作成	○	
郵便料金（調査票及び督促兼お礼状発送）	○	
郵便料金（返信用）		○

#### ⑥データの集計及び分析

集計データは、エクセル形式で加工しやすいレイアウトで作成すること。

全問について単純集計し、回答数及び割合を示した集計表及びグラフ等を作成して、設問ごとに解析を行うこと。（必要な調査項目に関してはクロス集計を行い、年齢層や居住地域など属性ごとに結果を閲覧できるように作成すること。）

また、自由記述は、子どもの年齢別や類似する単語にグループ分けするなど、テキストマイニング手法等を活用し、出現頻度や相関関係等を分析すること。

ニーズ調査とは別に、本市が実施している子どもの居場所事業受託者と協力し、事業に参加する子ども・若者への意見聴取を行い、その意見について分析を行うこと。

#### ⑦教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（作業の手引き）」（以下「作業の手引き」という。）に基づき、分析及び量の見込みの算出を行うこと。その他、こども基本法に基づくこども計画に係る策定方法が示された場合には、それを踏まえて作業を行うこと。

分析及び量の見込みの算出にあたっては、国の指針や施策の動向等に基づくとともに、子育てサービスのどの領域やこういった属性でニーズが高いのかを詳細に把握するため、保育サービス利用状況やそのニーズにおいて類似した傾向を持つ人をグループ化し、そのグループの特性を把握できるように分析等を行うこと。

また、調査の分析結果から読み取ることのできる山口市の子ども・子育てに関する傾向と課題を、受託者の専門的見地より示すこと。

#### ⑧ニーズ調査等結果報告書の作成

調査結果の分析コメントや計画策定時における課題抽出をはじめ、ニーズへの言及等を対象者別にクロス集計表やグラフを用い、調査結果の総括を行うこと。

報告書は、製本(A4縦版)に合わせて読みやすいようにレイアウトし作成すること。

#### ⑨成果品

成果品の仕様等については以下とおりとす。

ア ニーズ調査結果集計表

イ 調査結果報告書 100部(A4判、表紙・本文ともに1色刷)

ウ 収集データ及び報告書データを収録した電子ファイル(CD-R) 2枚

エ 調査結果報告書の原稿及び電子ファイル(CD-R) 2枚

オ 納品期限：令和6年3月29日(金)

※文書についてはMicrosoft Word、データはMicrosoft Excelを使用すること。

#### (2) 計画策定支援業務

契約期間内において、ニーズ調査の結果等を基に、国の動向及び山口市子ども・子育て会議の進捗状況に合わせ、可能な限り本市の子ども・子育て支援事業計画策定の支援をすること。

本計画には、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「市町村行動計画」を内包するものとし、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する「市町村行動計画」を本計画と別途進行管理することから、個別計画として本計画中に内包させること。

##### ①人口推計

区全域および設定区域ごとに人口推計を行うこと。

##### ②現況整理

現状の教育・保育の提供状況の整理をすること。

現状の地域子ども・子育て支援事業の提供状況の整理をすること。

国や他自治体の動向把握をすること。

令和5年度に実施するニーズ調査の結果等を詳細に分析・整理すること。

##### ① 量の見込みの計算

令和5年度に実施したニーズ調査結果等をもとに、子ども・子育て支援法第61条第2項に定める量の見込みの計算をすること。量の見込みについては、下記設定区域ごとに計算をすること。

ア	教育・保育施設、地域型保育事業	7区域
イ	時間外保育事業	7区域
ウ	放課後児童健全育成事業	小学校区域
エ	地域子育て支援拠点事業	7区域
オ	一時預かり事業(幼稚園型)	1区域(市内全域)
カ	一時預かり事業(幼稚園型除く、就学前子育て援助活動支援事業)	7区域
キ	子育て短期支援事業	1区域(市内全域)
ク	病児保育事業	2区域
ケ	就学前子育て援助活動支援事業	1区域(市内全域)

- コ 利用者支援事業 1 区域 (市内全域)
- サ 妊婦健康診査事業 1 区域 (市内全域)
- シ 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業 1 区域 (市内全域)

④市への助言・支援

こども家庭庁など国が提示したこども基本法やこども大綱等に基づく方針等、山口県が策定する計画等、市の関連計画等との整合を図るため、その内容について把握し、助言すること。

市が作成する計画書の内容・構成・施策体系等に対し、助言・支援を行うこと。

計画策定に向けた打合せ等を随時行い、市と調整を行うこと。

⑤計画書素案の作成支援

計画書は、山口市における子ども・子育てを取り巻く現状、市町村子ども・子育て支援事業計画(量の見込み等)、「計画の位置付け」に掲げる内容を大きな柱とした構成とする。詳細については市と協議して決定する。

⑥計画書案の作成支援

市からの指示を受け、計画書素案の修正を行い、計画書案として体裁を整えること。

修正等を行うに当たっては、構成や内容について市と協議すること。

⑦計画書の作成支援

市からの指示を受け、計画書案の修正を行い、計画書として体裁を整えること。

⑧成果品

成果品の仕様等については以下とおりとす。

ア (仮) 第三期山口市子ども・子育て支援計画

イ 調査結果報告書 100部(A4判、表紙・本文ともに1色刷)

ウ 収集データ及び報告書データを収録した電子ファイル(CD-R)2枚

エ 調査結果報告書の概要版の原稿及び電子ファイル(CD-R)2枚

オ 納品期限:令和7年3月31日(月)

※文書についてはMicrosoft Word、データはMicrosoft Excelを使用すること。

5 業務スケジュール(予定)

令和5年11月上旬頃

ニーズ調査実施

令和5年12月~令和6年3月

ニーズ調査結果報告書作成

令和6年4月~7月

計画書策定支援

6 その他

(1) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。

(2) 業務遂行に当たり、個人情報の取り扱いについては山口市個人情報保護条例に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。

(3) 業務履行の過程において、山口市又は受託者が必要と認める場合には、適宜協議を行う。

(4) 本仕様書を変更する必要がある場合は、山口市と受託者が協議の上、仕様書を変更

して必要に応じ契約金額を変更するものとする。

- (5) 本業務の委託料は、業務終了後、受託者からの請求により支払うものとする。
- (6) 成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間終了後であっても受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。
- (7) 本業務にあたっての資料及び成果は、山口市に帰属する。
- (8) 本仕様書に定めない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合については、山口市と受託者が協議のうえ決定するものとする。
- (9) 受託者は、本仕様書に定めのない事項については、随時、市と協議し、その指示に従うこと。